

公正競争確保の在り方に関する検討会議 論点整理(案)

令和3年1月28日
事務局

I 移動体分離の後の環境の変化について

II NTTドコモの完全子会社化等に伴う課題

III 各論に対する検討の方向性

- ① NTTドコモとNTT東西の係に係る課題
- ② NTTドコモとNTTコムに係る課題
- ③ その他公正競争確保に係る課題
- ④ 将来的なネットワークの統合等に伴う課題

【参考】 本検討会議における今般の検討の位置づけについて

Ⅰ 移動体分離の後の環境の変化について

○ 移動体分離の後の環境の変化として、どのようなことがあるか。

(累次の制度整備)

1. 1990年代後半以降、以下のとおり、**累次の電気通信事業法改正等により、制度整備が図られてきている。**

- ・ 主要な制度整備
 - ✓ 1997年: 接続制度の導入(接続約款の認可制の導入、接続会計制度の導入、網機能提供計画制度の導入等)
 - ✓ 2000年: 接続料算定方法の整備(長期増分費用方式の導入)
 - ✓ 2001年: 第一種指定電気通信事業者に対する禁止行為規制等の導入
第二種指定電気通信設備制度の創設、第二種指定電気通信設備を設置する市場支配的事業者に対する禁止行為規制の導入
 - ✓ 2010年: 第二種指定電気通信設備制度の強化(接続会計制度の導入)
 - ✓ 2011年: 第一種指定電気通信事業者に対する禁止行為規制等の強化(機能分離の実施等)
 - ✓ 2015年: 卸電気通信役務の事後届出、概要の公表制度の導入
第二種指定電気通信設備制度の強化(接続料の算定方法等の制度化)

(競争状況の変化)

1. **1992年の移動体分離以降、移動系通信の利用者の増加、ブロードバンドの国民一般への普及など、電気通信市場を取り巻く環境は大きく変化しているのではないか。**

- ✓ 1992年の移動体業務分離時においては、携帯電話の契約数は200万契約に満たなかったが、2020年9月末時点では1億8000万契約超。また、固定系ブロードバンドの契約数は、2020年9月末時点では、4000万契約超。

2. 1992年の移動体分離時と比較して、**移動系通信市場においては、事業者間の競争が進展しているのではないか。**

- ✓ 1992年の移動体業務分離時においては、携帯電話の契約数シェアはNTT移動通信網(現・NTTドコモ)が6割超であったが、2020年9月末時点では、NTTドコモは約37%。一方、KDDIのシェアは約28%、ソフトバンクのシェアは約21%、MVNOのシェアは約13%。また、MNOとして楽天モバイルが新たに参入。

3. 一方、**固定系通信市場においては、今もなお、NTT東西の影響力は大きいのではないか。**

- ✓ FTTH市場について、卸電気通信役務として提供するものも含めたNTT東西のシェアは約65%。
- ✓ 設備ベースで見れば、NTT東西のシェアは約75%。

4. NTTグループはもとより、KDDIやソフトバンクも、グループ内に固定系通信事業者やMVNOを抱えるなど、**グループ単位での競争が進展しているのではないか。**

- ✓ 例えば、FTTH市場では、MNO3社のシェアの合計が約37%となるなど、移動系通信市場における有力な事業者が、固定系通信市場においても存在感。

(検討の方向性)

1. 以上のように、移動体分離の後、大きく市場環境が変化していることから、**競争事業者から提起されている公正競争上の具体的な課題を整理し、それについて、検討を行っていくのが適当ではないか。**

II NTTドコモの完全子会社化等に伴う課題

○ NTTドコモの完全子会社化等に伴う公正競争上の課題として、どのようなものが考えられるか。

1. NTTドコモの完全子会社化等に伴い、競争事業者から提起されている公正競争上の課題は、以下の①～④に分類できるのではないか。
 - ① NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題
 - ② NTTドコモとNTTコムとの関係に係る課題
 - ③ その他公正競争確保に係る課題
 - ④ 将来的なネットワークの統合等に伴う課題

2. 「①NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題」として具体的に提起されている課題は、次のように整理できるのではないか。これら以外に、具体的な課題はあるか。
 - (a) NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念
局舎等の設備についてNTTドコモに優先的に利用させたり、その利用にあたり必要な手続を優先的に実施したりするのではないか、また、NTTドコモの要望に沿って光エリアの拡大やネットワーク設備の増強をしたり、設備の仕様をNTTドコモと共通のものにしたりするなど、NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱うのではないかという懸念が提起されている。
(例)
 - ア 一般コロケーションなど相対取引において、NTTドコモ等が義務的コロケーションよりも有利な条件で契約していたり、局舎の利用においてNTTドコモ等が優先して局舎スペースを確保しているなど、接続ルール等が及ばない範囲で実質的にNTTドコモ等への優遇が行われるおそれがある。(参考資料2 ①-(a)-1)
 - イ 接続にかかる事前調査申込等の手続において、接続ルールで担保される範囲外でNTTドコモ等への優遇が行われるおそれがある。(参考資料2 ①-(a)-2)
 - ウ NTT東西のボトルネック設備に関する事業計画等がNTTグループ内で共有され、NTTドコモの基地局整備等を加味した光エリア拡大が行われたり、フレキシブルファイバの提供料金においてNTTドコモが有利になっているなど、NTTドコモのネットワーク構築における優遇が行われるおそれがある。(参考資料2 ①-(a)-3)
 - エ NTTグループ内の仕様等の統一により、NTTグループ各社に有利な設備・仕様の採用を強いられ、競争事業者においては当該設備・仕様を利用するために追加的な負担が発生するおそれがある。(参考資料2 ①-(a)-4)

(b) NTT東西による情報の目的外利用の懸念

グループ内での人事交流等を通じて、**接続や卸等で得た他事業者の情報がNTTドコモに提供されるおそれがあるのではないかという懸念**が提起されている。

(例)

ア NTT東西とNTTグループ間での人事交流等を通じて、競争事業者の接続や卸等に係る情報がNTTグループ内に流通するおそれがある。(参考資料2 ①-(b)-1)

3. 「**②NTTドコモとNTTコムとの関係に係る課題**」として具体的に提起されている課題は、次のように整理できるのではないか。これら以外に、具体的な課題はあるか。

(a) 法人営業の一体化に伴う課題

NTT持株は、**NTTドコモとNTTコムとの間で法人営業の一体化を行うと説明している。法人営業が一体化された場合について、法人市場にNTTドコモの市場支配力が影響を及ぼす懸念、営業部門再編によるNTT東西との共同営業の実施等の懸念**が提起されている。

(例)

ア NTTドコモ・NTTコムの一体的なサービス提供により、NTTコムが強みを発揮する固定通信市場、法人市場等にNTTドコモの市場支配力が影響を及ぼすおそれがある。(参考資料2 ②-(a)-1)

イ NTTドコモ・NTTコム間の営業部門再編により、NTTコムとNTT東西との一体的な共同営業が行われるおそれがある。(参考資料2 ②-(a)-2)

(b) ネットワークの一体化に伴う課題

NTT持株は、**NTTドコモとNTTコムとの間でネットワーク構築での連携を行うと説明している。両者のネットワークが一体化された場合について、禁止行為規制等の形骸化につながる事、NTT東西のネットワークとの一体化につながりうる事等の懸念**が提起されている。

(例)

ア NTTコムの事業・資産等をNTTドコモに移転することによるNTTドコモ・NTTコムの連携強化は、禁止行為規制・特定関係事業者制度の形骸化につながるおそれがある。(参考資料2 ②-(b)-1)

イ NTTコムは、NTT東西のボトルネック設備と結びつきが強く、NTTドコモ・NTTコムのネットワーク一体化は、NTT東西のネットワークとの一体化を引き起こすおそれがある。(参考資料2 ②-(b)-2)

4. 「③その他公正競争確保に係る課題」として具体的に提起されている課題は、次のように整理できるのではないか。これら以外に、具体的な課題はあるか。

(a) 競争事業者の排除の懸念

NTTグループ全体としての利益を最大化するため、**内部相互補助によりグループ会社の赤字を前提とした価格設定を行うなどして、競争事業者の排除が行われる等の懸念**が提起されている。

(例)

- ア NTTグループ全体の利益最大化のため、NTTグループと競争事業者に対して同等に高額な料金で光サービス卸が提供され、競争事業者が排除されるおそれがある。(参考資料2 ③-(a)-1)
- イ NTTグループ内での利益を最大化するインセンティブがNTT持株には構造的に存在するため、NTTグループ内優遇や内部補助により、競争事業者が排除されるおそれがある。(参考資料2 ③-(a)-2)
- ウ 各地域の通信市場において、NTTグループの市場支配力が強大化し、事業規模の劣る地域の通信事業者が排除されるおそれがある。(参考資料2 ③-(a)-3)

(b) 研究開発に係る課題

研究開発の一体的運営により、**NTT持株とグループ各社との研究開発の関係性が不透明化すること(研究開発費の負担割合や成果の利用)、ネットワーク設備等(特に実用化に係る研究部分)について、NTT仕様による統一が行われること等の懸念**が提起されている。

(例)

- ア NTT持株・NTTドコモの研究開発機能の一体的運営により、NTT東西とNTTドコモ・NTTコムとの間でネットワーク設備等のNTT仕様による統一が行われ、競争事業者との接続条件に非同等性が生じるおそれがある。(参考資料2 ③-(b)-1)
- イ NTT持株の研究開発費等に関して、NTTグループの各子会社の研究開発費の負担割合やNTT持株による研究開発費の使用用途が不透明化するおそれがある。(参考資料2 ③-(b)-2)

(c) 市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に係る課題

移動系通信市場について、**競争状況の変化に伴い、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制について、見直しをすることが必要ではないかとの課題**が提起されている。

(例)

- ア NTTドコモは依然として強固な市場支配力を有しており、NTT持株が主張するNTTドコモに対する禁止行為規制の緩和は行うべきでない。(参考資料2 ③-(c)-1)
 - イ 市場環境の変化等を踏まえれば、NTTドコモに対する禁止行為規制の規律内容は、NTT東西同等に戻すなど、強化すべき。(参考資料2 ③-(c)-2)
- ※ NTT持株からは、NTTドコモのシェア等が低下していること等を踏まえ、NTTドコモのみに課されている禁止行為規制を見直す必要がある旨の意見が表明されている。

(d) 間接取引による現行規制の潜脱の懸念

NTTグループ内での間接取引により、**規律の対象とならないグループ会社を用いて、禁止行為規制等を潜脱するおそれがあるのではないかと**の懸念が提起されている。

(例)

ア NTTグループ内での間接取引により、禁止行為規制、光サービス卸ガイドライン及び指定設備制度(卸役務契約の届出、整理・公表)などの現行規制が潜脱されるおそれがある。(参考資料2 ③-(d)-1)

(e) NTTドコモの上場廃止に伴う透明性の低下に係る課題

NTTドコモが上場廃止されることにより、**四半期決算など従来公表されていた情報の公表が求められなくなることにより、透明性が低下するのではないかと**の懸念が提起されている。

(例)

ア NTTドコモの完全子会社化により、NTTグループのセグメント情報が簡素化された場合、NTTドコモとNTT東西の間で内部取引が行われていても外部からは把握できないおそれがある。(参考資料2 ③-(e)-1)

5. 「**④将来的なネットワークの統合等に伴う課題**」として具体的に提起されている課題は、次のように整理できるのではないか。これら以外に、具体的な課題はあるか。

○ **仮想化の進展、コア網とアクセス網の融合、固定網と移動網の融合等、ネットワークが高度化していく中で、ネットワークのオープン性が確保されなくなるのではないか、NTT東西のアクセス網以外にボトルネック性が生じるのではないかと**の懸念が提起されている。

(例)

ア 仮想化技術等が導入されても、固定・移動通信市場のそれぞれの市場で市場支配力を有するNTT東西とNTTドコモが統合ネットワークを構築することは明確に禁止すべき。(参考資料2 ④-1)

イ NTT東西又はNTTドコモを含む統合ネットワークが構築される場合は、当該ネットワークのオープン化が必須であり、厳格な接続ルールのもと、競争事業者が様々な階層(收容局単位、県単位、集約単位)で当該ネットワークへ接続できること、API連携で必要な時に必要な機能を利用できること、相互運用性の確保などが必要。(参考資料2 ④-2)

ウ 仮想化技術等により、設備と機能の分離が進み、NTT東西のアクセス網以外にもボトルネック性が生じれば、そのボトルネック性に着目し、卸提供ではなく、接続ルールを適用していくべき。(参考資料2 ④-3)

6. これらの課題について、まず、**既存ルール等の状況や論点を整理したうえで、電気通信市場における公正競争の確保等の観点から、必要な方策等について検討を行っていくのが適当**ではないか。

Ⅲ 各論に対する検討の方向性

① NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題のうち、(a) NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念について、どのように考えるか。

(既存ルール等の状況)

1. NTT東西は、その電気通信業務に関し、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いや不利な取扱い等をしてはならず(事業法第30条)、また、**接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務に関し、その特定関係事業者よりも他の事業者を不利に扱ってはならないこととされている(事業法第31条)。**
 - ✓ NTT東西の特定関係事業者として指定されているのは、NTTコムのみである。
2. 電気通信設備の接続に必要な設備に係るコロケーションについては、接続ルールの中で、局舎の空き状況の公表や申込みの手続、料金などについて定められている。
3. これらの規律の遵守状況については、**市場検証会議等において毎年度検証を実施している。**
 - ✓ NTTドコモに対する不当に優先的な取扱い等については、次のようなNTT東西に対する禁止行為規制の遵守状況の確認の中で検証してきている。
 - ・ NTT東西に対する特定の電気通信事業者への不当な差別的取扱いや不当な規律・干渉を防ぐための契約チェック体制・研修の実施状況の確認
 - ・ 関係事業者に対する禁止行為規制に抵触する疑いのある具体的なNTT東西の行為の有無の確認
 - ✓ NTTドコモを含む他の電気通信事業者との接続に係る各種手続のリードタイム等については、NTT東西から禁止行為規定の遵守措置等に関する報告の一部として報告を受け、総務省において公表している。

(論点)

1. NTTドコモの完全子会社化に伴い、NTT持株を介して、NTT東西とNTTドコモとの関係が相対的に強まったとしても、**提起されている課題については、基本的に既存ルール等により対応が行われてきていると考えられるのではないか。**
 - ✓ NTTドコモを相対取引の取引条件面で不当に優遇することや、光ファイバのエリア拡大要望などNTT東西の設備増強・接続機能要望に関しNTTドコモの要望を不当に優先すること等のうち、電気通信業務に関するものは、事業法第30条で禁止されている。
 - ✓ フレキシブルファイバの提供条件など接続との代替性の在り方などを踏まえた卸料金の在り方等については、既に接続料の算定等に関する研究会で検討が行われている。
2. **ただし、接続にかかる手続において、NTT東西がNTTドコモに不当に優先的に情報を提供するなど、接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務に関し、提起されているような懸念が発生するおそれはあるか。そうしたおそれがあるとして、事業法第31条の特定関係事業者にNTTドコモが指定されておらず、その規律の対象となっていないのではないか。**
3. 既存ルール等の遵守状況に関する**検証については、以下のような課題があるのではないか。**また、これら以外に課題はあるか。
 - ✓ 市場検証会議では、NTT東西による一般コロケーションや局舎スペースの利用に関する不当に優先的な取扱い等が行われていないかについて、実際の局舎の利用状況など、客観的なデータに基づいた検証が十分にできていないのではないか。
 - ✓ 市場検証会議では、NTT東西による設備増強・接続機能要望に関する不当に優先的な取扱い等が行われていないかについて、具体的なNTTグループ・競争事業者の要望に対する対応状況など、対応の結果を確認した上での検証ができていないのではないか。

(対応の方向性)

1. NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念に関しては、**NTT東西に対する既存ルール等により、基本的に対応ができていないと考えられるのではないか**。今後、**具体的な問題がないかについての検証を強化し、問題が認められれば、それを踏まえ、見直しについて検討すべきではないか**。また、卸料金の在り方など既に別の場で検討が行われている課題については、引き続き、当該別の場において検討を進めていくことが適当ではないか。
2. **NTT東西によるNTTドコモの不当に優先的な取扱い等が行われることがないよう、NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者に指定することについて、どう考えるか**。
3. 既存ルール等の遵守状況に関する**市場検証会議等における検証に関しては、NTTドコモの完全子会社化による影響の有無にかかわらず、現在、十分とは言えない部分があれば、見直し、強化することが必要ではないか**。
4. **具体的に強化すべき点として、どのような点があるか**。例えば、以下のような点について、どう考えるか。
 - ✓ NTT東西による一般コロケーションや局舎スペースの利用に関する不当に優先的な取扱い等が行われていないかを検証する上で、客観的なデータに基づく検証を行うこととし、例えば、局舎スペースの利用に関し、実際の局舎の利用状況のデータを用いて検証することについて、どう考えるか。
 - ✓ NTT東西による設備増強・接続機能要望に関する不当に優先的な取扱い等が行われていないかを検証する上で、対応の結果に基づく検証を行うこととし、例えば、各事業者から、各種回線・設備等の自己設置比率及びNTTへの依存度を前提として把握した上で、NTT東西の設備増強・接続機能についての要望に対する対応状況に基づき事後的に検証することについて、どう考えるか。
 - ✓ 電気通信業務に関連した相対取引等について、契約書等の全てを総務省に提出させることによる検証について、どう考えるか。各契約条件は個別の様々な要素により定まっていると想定され、一律の指標で比較できるか。また、契約書等の提出には多大なコストがかかるのではないか。

(参考)競争事業者の提案する対応策

- ▶ 電気通信業務に関連した相対取引等について、契約書等の全てを総務省へ報告するなどして、NTTグループ・競争事業者間の公平性が担保されているかの検証が必要。(参考資料2 ①-(a)-5)
- ▶ 一般コロケーションや局舎スペースの利用について、局舎毎にNTTグループ各社の一般／義務的コロケーションの利用状況を把握するなどして、NTTグループ・競争事業者間の公平性が担保されているかの検証が必要。また、コロケーションスペースのビジネス転用ルールの整備、サーバ類の義務コロケーション対象化が必要。(参考資料2 ①-(a)-6)
- ▶ 禁止行為の遵守状況等の検証について、現行よりも詳細な情報(例:情報アクセスの遮断状況、契約書の内容、NTTグループ内を含む全ての取引先との個別取引毎の接続条件・納期[最大値、最小値、中央値、最頻値]の報告、直属上長の確認内容、監査部門が問題ないと判断した根拠等)に基づいた検証を行う必要。(参考資料2 ①-(a)-7)
- ▶ 接続手続に係る時間や接続開始・工事開通までのリードタイムについて、NTTグループ・競争事業者間の公平性が担保されているかの比較・検証が必要。(参考資料2 ①-(a)-8)
- ▶ NTT東西の設備増強・接続機能要望(①光ファイバのエリア拡大要望、②コロケーションのスペース・電力の増強要望、③中継ダークファイバの増強要望、④接続機能の要望)について、NTTグループ・競争事業者から公平に要望を聴取し、実際にNTTグループの要望ばかりが実現されていないかなど、NTTグループ・競争事業者間の公平性の検証が必要。(参考資料2 ①-(a)-9)

① NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題のうち、(b) NTT東西による情報の目的外利用の懸念について、どのように考えるか。

(既存ルール等の状況)

1. **NTT東西は、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を目的外に利用してはならないこと**とされている(事業法第30条)。
2. **NTT東西は、次の点が義務付けられている(事業法第31条)。**
 - (1) **特定関係事業者との間での役員の兼任を行わないこと**
 - (2) **設備部門の設置、情報の管理責任者の配置、設備部門とは別の監視部門の設置など接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理等のための体制を整備すること**
3. NTT東西とNTTドコモとの間での在籍出向は、行わないこととされている(公正競争条件)。
4. これらの規律の遵守状況については、**市場検証会議等において毎年度検証を実施**している。
 - ✓ NTT東西による情報の目的外利用については、次のようなNTT東西に対する禁止行為規制の遵守状況の確認の中で検証してきている。
 - ・ NTT東西に対する接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況の確認
 - ・ NTT東西とNTTドコモとの間での在籍出向が行われていないことについての確認
 - ✓ NTT東西における接続関連情報の取扱いに関しては、NTT東西から禁止行為規定遵守措置等に関する報告の一部として報告を受け、総務省において公表している。

(論点)

1. NTTドコモの完全子会社化に伴い、NTT持株を介して、NTT東西とNTTドコモとの関係が相対的に強まったとしても、**提起されている課題については、基本的に既存ルール等により対応が行われてきていると考えられるのではないか。**
 - ✓ NTT東西が接続の業務に関して知り得た情報を目的外に利用することは、事業法第30条により禁止されている。
2. 既存ルール等に関する**検証については、以下のような課題があるのではないか。**また、これら以外に課題はあるか。
 - ✓ 情報の目的外利用が実際に行われているか否かについて、外部からの直接的な検証は困難であり、そうした情報の目的外利用を防ぐための措置等の確認による間接的な検証をせざるを得ないのではないか。

(対応の方向性)

1. 情報の目的外利用の懸念に関しては、NTT東西に対する既存ルール等により、基本的に対応ができていると考えられるのではないかと。今後、具体的な問題がないかについての検証を強化し、問題が認められれば、それを踏まえ、見直しについて検討すべきではないか。
 - (1) 公正競争条件により行わないこととされている在籍出向について、新たに禁止の根拠を法律に定めることについて、どう考えるか。
 - (2) 既に法律により禁止する制度が存在している役員兼任の禁止について、新たにNTTドコモを特定関係事業者指定することにより、その対象とすることについて、どう考えるか。
2. 既存ルール等の遵守状況に関する市場検証会議等における検証に関しては、NTTドコモの完全子会社化による影響の有無にかかわらず、現在、十分とは言えない部分があれば、見直し、強化することが必要ではないか。
3. 具体的に強化すべき点として、どのような点があるか。例えば、以下のような点について、どう考えるか。
 - ✓ NTT東西設備部門の監査を行う第三者機関をNTT東西の中に設けることについて、どう考えるか。
 - － 第三者機関としての現在の市場検証会議による検証について、どう考えるか。
 - － 導入のための各種コストと効果とのバランスについて、どう考えるか。
 - ✓ NTT東西による情報の目的外利用が行われていないかを検証する上で、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況の詳細について、非公開情報も含めてNTTからヒアリングするための市場検証会議の会合を設けることについて、どう考えるか。

(参考)競争事業者の提案する対応策

- ▶ NTT東西とNTTドコモの間のファイアウォールとして、NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者指定する必要。また、特定関係事業者制度の禁止事項として、役員兼任だけでなく、在籍出向の禁止も必要。(参考資料2 ①-(b)-2)
- ▶ ファイアウォールの徹底のため、第三者機関によるNTT東西設備部門の監査の仕組みを導入する必要。(参考資料2 ①-(b)-3)

② NTTドコモとNTTコムとの関係に係る課題のうち、(a) 法人営業の一体化に伴う課題について、どのように考えるか。

(既存ルール等の状況)

1. NTTドコモは、その電気通信業務に関し、総務大臣の指定する**特定の電気通信事業者**(特定関係法人)に対する**不当に優先的な取扱い等をしてはならない**こととされている(事業法第30条)。
 - ✓ NTTドコモの特定関係法人として指定されているのは、NTTコム、NTT東西など8者である。
2. NTT東西は、その電気通信業務に関し、**特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いや不利な取扱い等をしてはならない**こととされ(事業法第30条)、また、**その特定関係事業者との役員兼任等が禁止**されている(事業法第31条)。
 - ✓ NTT東西の特定関係事業者として指定されているのは、NTTコムのみである。
3. NTTコムは、NTT再編成時の基本方針に基づき、NTT東西と独立した営業部門が設置されている。
4. これらの規律の遵守状況については、**市場検証会議等において毎年度検証を実施**している。
 - ✓ NTTコムに対する不当に優先的な取扱い等については、次のようなNTT東西・NTTドコモに対する禁止行為規制の遵守状況の確認の中で検証してきている。
 - ・ NTT東西に対する特定の電気通信事業者への不当な差別的取扱いや不当な規律・干渉を防ぐための契約チェック体制・研修の実施状況の確認
 - ・ NTTドコモに対する特定の電気通信事業者への不当に優先的な取扱い等を防ぐためのチェック体制・マニュアル整備の実施状況の確認
 - ・ 関係事業者に対する禁止行為規制に抵触する疑いのある具体的なNTT東西・NTTドコモの行為の有無の確認

(論点)

1. NTTドコモとNTTコムとの間の法人営業の一体化に関して**提起されている課題については、基本的に既存ルール等により対応が行われてきている**と考えられるのではないかと。
 - ✓ 法人営業の一体化に当たり、NTTドコモがその電気通信業務に関してNTTコムを不当に優先的に取扱うことは、事業法第30条により禁止されている。
 - ✓ NTT東西・NTTコムの間での共同営業が行われないう、NTTコムにおいては、NTT東西と独立した営業部門が設置されている。
 - ✓ さらに、NTT東西・NTTコムの間での役員兼任が、事業法第31条に基づき禁じられていることから、構造的な対応も行われている。
2. 法人向けの市場については、その範囲が必ずしも明らかではないが、現状把握できている分野のシェアを見る限り、NTTドコモ及びNTTコムが圧倒的に高いシェアを有するものではないのではないかと。また、NTT東西との関係について、どう考えるか。
3. 既存ルール等に関する**検証については、以下のような課題**があるのではないかと。また、これら以外に課題はあるか。
 - ✓ 市場検証会議では、市場分析において、法人向けネットワーク(WANサービス等)市場は対象となっているが、その他の法人向けサービスは対象でなく、法人向けサービスの実態把握が十分にできていないのではないかと。

※ IoT向け通信サービスについては、2020年度より、移動系通信市場の部分市場として、「IoT向け通信サービス市場」を試行的に画定し、検証を行うために実態を把握中。

(対応の方向性)

1. NTTドコモとNTTコムとの間の法人営業の一体化に伴う懸念に関しては、NTT東西及びNTTドコモに対する**既存ルール等**により、**基本的に対応ができていますと考えられる**のではないかと。今後、**具体的な問題がないかについての検証を強化し、問題が認められれば、それを踏まえ、見直しについて検討すべきではないか。**
2. **NTT東西の特定関係事業者としてのNTTコムの指定を引き続き維持すべきではないか。**
3. 既存ルール等の遵守状況に関する**市場検証会議等における検証に関しては、現在、十分とは言えない部分があれば、見直し、強化することが必要ではないか。**
4. **具体的に強化すべき点として、どのような点があるか。**例えば、以下のような点について、どう考えるか。
 - ✓ 市場検証の前提として、法人向けネットワーク(WANサービス等)市場やIoT向け通信サービス市場に限らず、法人向けサービスの実態把握を強化することについて、どう考えるか。

(参考)競争事業者の提案する対応策

- 市場検証会議において、法人向けサービスについての検証などを強化する必要。(参考資料2 ②-(a)-3)

② NTTドコモとNTTコムとの関係に係る課題のうち、(b) ネットワークの一体化に伴う課題について、どのように考えるか。

(既存ルール等の状況)

1. NTT東西とNTTコム、NTT東西とNTTドコモは、累次の公正競争条件を通じて、それぞれ独立したネットワークを構築することとされてきた。
2. **NTT東西は、その電気通信業務に関し、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いや不利な取扱い等をしてはならないこととされ(事業法第30条)、また、その特定関係事業者との役員兼任等が禁止されている(事業法第31条)。**
 - ✓ NTT東西の特定関係事業者として指定されているのは、NTTコムのみである。
3. **NTTドコモは、その電気通信業務に関し、総務大臣の指定する特定の電気通信事業者(特定関係法人)に対する不当に優先的な取扱い等をしてはならないこととされている(事業法第30条)。**
 - ✓ NTTドコモの特定関係法人として指定されているのは、NTTコム、NTT東西など8者である。
4. これらの規律の遵守状況については、**市場検証会議等において毎年度検証を実施**している。
 - ✓ NTTドコモ・NTTコムに対する不当に優先的な取扱い等については、次のようなNTT東西に対する禁止行為規制の遵守状況の確認の中で検証してきている。
 - ・ NTT東西に対する特定の電気通信事業者への不当な差別的取扱いや不当な規律・干渉を防ぐための契約チェック体制・研修の実施状況の確認
 - ・ 関係事業者に対する禁止行為規制に抵触する疑いのある具体的なNTT東西の行為の有無の確認
 - ✓ NTTコムに対する不当に優先的な取扱い等については、次のようなNTTドコモに対する禁止行為規制の遵守状況の確認の中でも検証してきている。
 - ・ NTTドコモに対する特定の電気通信事業者への不当な優先的取扱いを防ぐためのチェック体制・マニュアル整備の実施状況の確認
 - ・ 関係事業者に対する禁止行為規制に抵触する疑いのある具体的なNTTドコモの行為の有無の確認

(論点)

1. **NTTドコモへのNTTコムの設備の移管による一体化を含め、NTTドコモへのNTTコムのネットワークの一体化は、現行法令上は明確な制約はないと考えられるのではないか。**
2. **ただし、NTT東西の特定関係事業者として指定されていないNTTドコモへNTTコムのネットワークが移管されると、ネットワークにおけるNTT東西との近さにも着目してNTTコムを指定している特定関係事業者制度について、ネットワークを保有するようになってもNTTドコモはその規律の対象とならないのではないか。**
3. **NTTドコモへの一体化により、従来のNTTコムとの間の取引は、NTTドコモ社内の取引に内部化されることになるため、現行のNTTドコモに対する禁止行為規制の対象から外れることになるのではないか。**
4. **なお、NTTドコモが保有する中継系伝送路設備は、移動電気通信役務の提供のために用いられるものであれば、二種指定設備となる。**

(対応の方向性)

1. NTTコムのネットワークのNTTドコモへの移管による一体化について、**公正競争上どのように考えるべきか。**
 - ✓ 移動体業務を分離し(1992年)、長距離会社を含む4社に再編成した(1999年)という経緯との関係をどう考えるか。
 - ✓ NTT東西とNTTコム、NTT東西とNTTドコモは、累次の公正競争条件を通じて、それぞれ独立したネットワークを構築することとされてきたが、NTTコムとNTTドコモとのネットワークの在り方については、特に条件には含まれていなかったことについて、どう考えるか。
 - ✓ NTTドコモもNTTコムも、その業務範囲などについての規律は存在しないことについて、どう考えるか。
2. これまでの経緯を踏まえれば、NTTコムとNTTドコモのネットワークが一体化される場合であっても、引き続き、NTT東西のネットワークとは独立して構築されるべきではないか。一方で、将来的には、固定網と移動網のコア網の融合など、**ネットワークの在り方が変化していくことも想定されており、そのような変化に対応した規制の在り方等についても、検討していく必要がある**のではないか(後記④参照)。
3. NTTコムのネットワークをNTTドコモへ一体化する場合に、**新たにNTTドコモをNTT東西の特定関係事業者として指定すること**について、どう考えるか。
4. NTTコムのネットワークをNTTドコモへ一体化する場合に、NTTコムとの間の取引がNTTドコモ社内の取引に内部化されることにより、**禁止行為規制の対象から外れるという懸念に関しては、具体的な課題の有無を見極めた上で、必要に応じ、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の在り方について、検討を行うことが必要**ではないか(後記③(c)参照)。
5. NTTドコモとNTTコムとのネットワークの一体化については、**市場検証会議等において、競争上の問題が新たに生じていないか、状況を継続的に注視していくことが必要**ではないか。
 - ✓ NTTドコモにNTTコムのネットワークが移管されることにより生じたNTTドコモとNTT東西の間でのネットワーク調達にかかる取引(例えば、NTT東西による県間伝送設備の調達)の状況について、継続的に確認していくことが考えられるのではないか。

(参考)競争事業者の提案する対応策

- NTTコムの事業・資産等がNTTドコモ等に移転された場合は、特定関係事業者にNTTドコモ等を追加する必要。また、役員兼任だけでなく、在籍出向の禁止も必要。(参考資料2 ②-(b)-3)
- NTT東西・NTTドコモが旧NTTからの分離会社を合併等する時は、「電気通信事業の登録の更新」の対象にすべき。(参考資料2 ②-(b)-4)
- NTT東西とNTTドコモ・NTTコムの統合ネットワークは禁止されるべき。(参考資料2 ②-(b)-5)

③ その他公正競争確保に係る課題のうち、(a) 競争事業者の排除の懸念について、どのように考えるか。

(既存ルール等の状況)

1. NTT東西は、その電気通信業務に関し、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いや不利な取扱い等をしてはならず(事業法第30条)、また、**接続や電気通信業務に関連した周辺の業務に関し、その特定関係事業者よりも他の事業者を不利に扱ってはならないこととされている(事業法第31条)。**
 - ✓ NTT東西の特定関係事業者として指定されているのは、NTTコムのみである。
2. NTTドコモは、その電気通信業務に関し、総務大臣の指定する**特定の電気通信事業者(特定関係法人)に対する不当に優先的な取扱い等をしてはならないこととされている(事業法第30条)。**
 - ✓ NTTドコモの特定関係法人として指定されているのは、NTTコム、NTT東西など8者である。
3. 光サービス卸料金については、サービス卸ガイドライン(※)で、競争事業者を排除又は弱体化させるために、適正なコストを下回る卸料金を設定する場合や、利用者料金を上回る卸料金を設定する場合、電気通信事業法上問題となり得るなどとされている。
※「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(2019年9月改定)
4. これらの規律の遵守状況については、**市場検証会議等において毎年度検証を実施**している。
 - ✓ 光サービス卸料金については、NTT東西から届け出られている個別の契約内容、NTT東西からの報告、卸先事業者等に対する調査結果に基づき、料金等の条件も含め、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等を確認している。
 - ✓ NTTグループ各社に対する不当に優先的な取扱い等については、次のようなNTT東西・NTTドコモに対する禁止行為規制の遵守状況の確認の中で検証してきている。
 - ・ NTT東西に対する特定の電気通信事業者への不当な差別的取扱いや不当な規律・干渉を防ぐための契約チェック体制・研修の実施状況の確認
 - ・ NTTドコモに対する特定の電気通信事業者への不当に優先的な取扱い等を防ぐためのチェック体制・マニュアル整備の実施状況の確認
 - ・ 関係事業者に対する禁止行為規制に抵触する疑いのある具体的なNTT東西・NTTドコモの行為の有無の確認

(論点)

1. 競争事業者の不当な排除の懸念に関しては、**基本的に既存ルール等により対応が行われてきている**と考えられるのではないかと考えられるのではないか。
2. 提起されているような懸念については、いずれも従来から発生し得たものと考えられるが、既存ルール等の下で、これまで具体的な問題となったことがあるか。そのような中で、NTTドコモの完全子会社化等に伴って、新たに具体的な問題が発生するおそれはあるか。
3. 既存ルール等に関する**検証については、以下のような課題**があるのではないかと考えられる。また、これら以外に課題はあるか。
 - ✓ 市場検証会議では、グループ内で内部相互補助が行われていないかについて、各電気通信事業者のセグメント別収支など、定量的なデータに基づいた検証が十分にできていないのではないかと考えられる。

(対応の方向性)

1. 競争事業者の不当な排除の懸念に関しては、**既存ルール等により、基本的に対応ができていないと考えられるのではないか。**今後、**具体的な問題がないかについての検証を強化し、問題が認められれば、それを踏まえ、見直しについて検討すべきではないか。**また、卸料金の在り方など既に別の場で検討が行われている課題については、引き続き、当該別の場において検討を進めていくことが適当ではないか。
2. 提起されているような懸念を含め、競争事業者の排除に係る具体的な問題が発生するおそれがないかについては、**市場検証会議等において継続的に注視していくことが適当ではないか。**
3. 既存ルール等の遵守状況に関する**市場検証会議等における検証に関しては、NTTドコモの完全子会社化等による影響の有無にかかわらず、現在、十分とは言えない部分があれば、見直し、強化することが必要ではないか。**
4. **具体的に強化すべき点**として、どのような点があるか。例えば、以下のような点について、どう考えるか。
 - ✓ グループ内で内部相互補助が行われていないかを検証する上で、定量的なデータに基づいた検証を行うこととし、例えば、NTT及び関係事業者から入手した各種セグメント別の収支、営業利益、営業利益率等のデータを用いて検証することについて、どう考えるか。
 - ※ NTTにおけるセグメント別の収支等のデータのみでは、内部相互補助の影響による赤字(黒字)なのか、市場動向の影響による赤字(黒字)なのかの判別が困難であると考えられるため、他の関係事業者からも必要なデータを入手する必要があると考えられるのではないか。

(参考)競争事業者の提案する対応策

- ▶ NTT東西の光サービス卸については、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」における「重点的な検証」の対象として、卸料金の適正性・透明性を高めることが必要。(参考資料2 ③-(a)-4)
- ▶ NTTグループ間での内部相互補助の有無を外部から検証するため、NTTドコモにおける各種セグメント別の収支、営業利益、営業利益率等の情報の継続的な確認が必要。(参考資料2 ③-(a)-5)
- ▶ 地域の通信事業者が排除されないよう、地域における競争環境の監視を強化することが必要。(参考資料2 ③-(a)-6)

③ その他公正競争確保に係る課題のうち、(b) 研究開発に係る課題について、どのように考えるか。

(既存ルール等の状況)

1. NTT持株には、**電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及に係る責務が存在**する(NTT法第3条)。
✓ NTT持株とNTTドコモが応用研究(実用化開発)で連携することについて、法的な制約は存在しない。
2. 移動体分離時の公正有効競争条件のうち、取引を通じた補助の禁止において、NTTと新会社(NTTドコモ)における研究開発成果の利用条件を他の事業者と同一とする旨が規定されており、**研究開発成果の利用条件についての同等性**が確保されている。
3. NTT持株における基礎研究に係る研究開発費について、各社拠出額は総務省で把握している。

(論点)

1. ネットワーク設備の汎用化やグローバル展開を見据えた動きが進む中で、**研究開発面での連携により、仕様がNTT個社に特化したものとなっていくおそれがあるのか。**
2. NTTドコモなどで行う**応用研究が、実質的にNTT持株で行われ、仕様がNTT個社に特化したものとなっていくおそれはないか。**
3. **NTT持株における基礎研究に係る研究開発費の各社拠出について、各社の負担割合を操作することによる実質的な内部相互補助などが行われていないか等の観点から、その算出根拠の適正性の確認が必要**ではないか。

(対応の方向性)

1. NTT持株における基礎研究の成果がNTTドコモ等NTTグループで囲い込まれることは問題であり、**NTT持株の基礎研究の成果は、引き続き、競争事業者に対して公平な条件で開示すべきではないか。**
2. **NTT持株における基礎研究とNTTドコモ等の行う応用研究とが具体的にどのように分けられているのか、それに応じて基礎研究に係る各社の拠出額がどのようになっているのか等**について、NTT個社に特化した仕様に通じる研究が基礎研究として行われていないか、各社の負担割合を操作することによる実質的な内部相互補助などが行われていないか等の観点も含め、**市場検証会議等において、継続して注視していくことが必要**ではないか。
3. また、NTT持株・NTTドコモの研究開発の連携強化を通じ、NTT東西・NTTドコモを含めてNTT仕様で統一される懸念についても、**市場検証会議等において、継続して注視していくことが必要**ではないか。

(参考)競争事業者の提案する対応策

- ▶ NTT東西の設備増強・接続機能要望(①光ファイバのエリア拡大要望、②コロケーションのスペース・電力の増強要望、③中継ダークファイバの増強要望、④接続機能の要望)について、NTTグループ・競争事業者から公平に要望を聴取し、実際にNTTグループの要望ばかりが実現されていないかなど、NTTグループ・競争事業者間の公平性の検証が必要。(参考資料2 ③-(b)-3)
- ▶ 研究開発費の各社拠出額、使用用途別の投入額等の開示、研究開発の内容等の情報公開の実施が必要。(参考資料2 ③-(b)-4)

③ その他公正競争確保に係る課題のうち、(c) 市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に係る課題について、どのように考えるか。

(既存ルール等の状況)

1. 禁止行為規制の対象となる市場支配的な二種指定事業者として、現在、NTTドコモのみが指定されている。
 - ✓ 一種指定事業者は回線設備のボトルネック性を根拠として規律され、その全てが市場支配力があるものとして禁止行為規制の対象とされている。二種指定事業者は交渉上の優位性を根拠として規律され、そのうち一定以上の収益シェアを有することにより市場支配力がある者が禁止行為規制の対象とされている。
 - ✓ NTTドコモは、「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」(2016年3月改定)に基づいて指定されている。
 - ✓ 具体的には、収益シェアに加え、事業規模(資本金、収益、従業員数)、市場への影響力・ブランド力、需要/供給の代替性、価格の弾力性等の要素も勘案し、市場支配的な事業者とされている。
2. 禁止行為規制の規律の内容は、次の2点である。
 - ① 接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供の禁止
 - ② グループ内の事業者(総務大臣の指定する特定の電気通信事業者[特定関係法人])に対する不当に優先的な取扱いの禁止※ 一種指定事業者に対する禁止行為規制と異なり、製造業者等への不当な規律・干渉は規律対象外(平成27年事業法改正により緩和)。

(論点)

1. 禁止される不当な優遇に当たるかどうかについては、一部はガイドラインなどで整理されているものの、最終的には、個別の状況に応じて判断することが必要ではないか。
2. 移動通信市場については、競争の進展により、3者の競争力が拮抗してきているとの指摘がある。一方で、依然としてNTTドコモの収益シェアは高く、規制を強化すべきとの指摘もある。
3. MVNOからは、3者とMVNOとの間での競争上の課題が大きくなってきており、3者とも禁止行為規制の対象とすべきとの指摘がある。
4. 前記②(b)のとおり、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制は、禁止行為規制で規律された業務を、グループ内事業者ではなく、二種指定事業者自身が行うことにより規制の対象外となるという課題が指摘されている。

(対応の方向性)

1. NTTドコモにおいて、特定関係法人との間で不当な優遇に当たるおそれがある行為が行われていないかどうか、市場検証会議等で個別事案に対応して確認をしていくことについてどう考えるか。
2. 移動通信市場における競争環境の変化や、各事業者からの意見、規制の潜脱可能性の課題を踏まえ、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者及び規律の内容の在り方について、どう考えるか。

③ その他公正競争確保に係る課題のうち、(d) 間接取引による現行規制の潜脱の懸念について、どのように考えるか。

(既存ルール等の状況)

1. 一種指定事業者に対する禁止行為規制及び市場支配的な二種指定事業者に対する**禁止行為規制における不当な優遇は、禁止行為規制対象事業者から見て直接の取引相手との間の取引を対象**としている。
 - ✓ 例えば、禁止行為規制対象事業者から仕入れた卸電気通信役務を、グループ内の別の事業者に対して、仕入価格よりも低い価格で卸したとしても、当該取引は、禁止行為規制における不当な優遇の規律対象ではない。

(論点)

1. NTTグループ内で**禁止行為規制の対象となっていない事業者を介した間接取引により、禁止行為規制等の現行規律が潜脱されるおそれ**があるという懸念が指摘されている。

(対応の方向性)

1. 規制を潜脱するために懸念が提起されているような間接取引が行われるおそれがあるとは必ずしも言えないが、**そのような問題が実際に発生していないかどうかについては、市場検証会議等における検証の中で継続的に注視していくことが適当**ではないか。
 - ✓ 例えば、禁止行為規制対象事業者からの仕入価格よりも低い価格で、グループ内の他の事業者に卸している事業者が存在するか否かを確認するのはどうか。
2. 仮にそのような実態が出てきた場合には、例えば、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象となる特定関係法人の範囲の見直しや、特定関係事業者への追加的な指定など、**必要に応じ、実態に即した対応策について検討することが求められる**のではないかと。

(参考)競争事業者の提案する対応策

- ▶ NTTグループ内の間接取引も含め、禁止行為規制の規制対象にするなど、規律の見直しが必要。(参考資料2 ③-(d)-2)

③ その他公正競争確保に係る課題のうち、(e) NTTドコモの上場廃止に伴う透明性の低下に係る課題について、どのように考えるか。

(既存ルール等の状況)

1. **事業法では、その施行に必要な情報**について、事業者公表することを求め、又は総務大臣に報告することを求めている。
✓ 例えば、NTTドコモは、禁止行為規制対象事業者への会計整理義務(事業法第24条)に基づき、事業法上必要な会計情報を毎年度公表している。
2. また、市場検証会議では、**事業法に基づき報告を受けた情報のほか、公表情報や任意に事業者から報告を受けた情報、アンケート回答**などに基づき、禁止行為規制等の遵守状況等についての検証を毎年度行っている。

(論点)

1. **事業法の施行に必要な情報**については、対象事業者の上場・非上場の別にかかわらず、**基本的に、既に事業法(報告規則等)で対応**が行われている。
2. 一方で、**市場検証会議における検証**に、前記③(a)と同じく、**NTTドコモの上場廃止に伴い公開されなくなると想定される情報を用いている部分も存在**する。
✓ 市場検証会議においては、IRデータに基づき、MNO各社のモバイル売上高・営業利益・ARPUの推移比較を実施している。

(対応の方向性)

1. 市場検証会議における検証に必要な情報のうち、**NTTドコモの上場廃止に伴い公開されなくなるものについては、NTTドコモから引き続き提供されるようにすることが必要**ではないか。
2. なお、現在の市場検証会議における検証においても、前記③(a)のように、検証に必要な情報が得られていない場合もあることから、**検証を強化していくために、関係事業者の協力を得て、より精緻な検証を行うことができるようにしていく必要がある**のではないか。
✓ 例えば、具体的な懸念として提起されているグループ内の内部相互補助の有無を検証するため、各種セグメント別の収支、営業利益、営業利益率等の定量的データをNTT及び関係事業者から入手することにより、検証を行うことが考えられるのではないか。

(参考)競争事業者の提案する対応策

- ▶ NTTグループ間での内部相互補助の有無を外部から検証するため、NTTドコモにおける各種セグメント別の収支、営業利益、営業利益率等の情報の継続的な確認が必要。(参考資料2 ③-(e)-2)

④ 将来的なネットワークの統合等に伴う課題について、どのように考えるか。

(将来的に想定されるネットワークの変化)

1. 将来的なネットワークの変化としては、以下のようなことが想定されるのではないかと。これら以外に、どのようなことが想定されるか。
 - (1) 今後、無線アクセス網と固定アクセス網の一体化、コアネットワークの共通化など、**固定と移動とのネットワークのさらなる融合**が想定されるのではないかと。また、アクセス網とコアネットワークの一体化が進展し、IP化によって距離概念が消失する中で、設備の保有形態と実際の利用の形態(接続形態)とが異なる場面が出てくるのではないかと。
 - (2) ネットワークの仮想化やソフトウェア化(SDN/NFV等)により、**設備と機能の担い手の分離の進展**が想定されるのではないかと。また、中長期的には、設備を持たずに機能のみを提供する主体が登場し、当該主体が市場に大きな影響を与える可能性も想定されるのではないかと。

(将来的課題等)

2. 将来的に想定されるネットワークの変化に対応するに当たっての課題や留意点として、どのようなことが想定されるか。例えば、以下のようなことが想定されるのではないかと。これら以外に、どのようなことが想定されるか。
 - (1) ネットワークの仮想化やソフトウェア化(SDN/NFV等)による設備と機能との分離の進展に対応し、**機能の提供の在り方、機能と切り離した設備の提供の在り方**などについて、検討する必要があるのではないかと。
 - (2) また、設備の市場支配力ではなく、**機能に着目した市場支配力**についても、検討する必要があるのではないかと。
 - (3) さらに、設備と機能の担い手の分離の進展が想定されることから、**設備を持たずに機能のみを提供する主体**が登場する可能性があるのであれば、**その主体の市場支配力に対応したルール**についても検討する必要があるのではないかと。
 - (4) IOWNなど次世代のネットワーク構築に当たり、その設計上、**必要なアンバンドル等が不可能となったり、アンバンドルされるまで時間がかかるようなことがないよう、あらかじめ議論**していくことが必要ではないかと。
 - (5) 固定と移動のネットワークが融合する中で、一種指定事業者と二種指定事業者が同一グループ内にある場合のネットワークの利用に係る課題が生ずるのであれば、**複数の市場にまたがる共同的な市場支配力の在り方**についての検討が必要になるのではないかと。

【参考】 本検討会議における今般の検討の位置づけについて

(本検討会議における今般の検討の位置づけ)

1. 1992年のNTTの移動体業務の分離時の公正有効競争条件の一つとして、「出資比率の低下」がある中で、NTT持株によるNTTドコモに対する株式公開買付け手続が行われたところ、次のような状況等を総合的に勘案し、当該手続終了後に「公正競争確保の在り方に関する検討会議」において公開の検討を行うこととした。
 - ①前記 I のとおり、1990年代後半以降、累次の電気通信事業法改正等により制度整備が図られてきていること
 - ②前記 I のとおり、1992年の移動体分離以降、電気通信市場の大きな環境変化(移動通信の急速な普及、移動通信市場における事業者間競争の進展、移動通信を中心としたグループ単位での競争の進展)が進んだこと
 - ③出資比率の上昇を妨げる法律上の制約がないこと
 - ④株式公開買付け手続という事案の特殊性(株式市場に大きな影響を与える)があること
2. 本検討会議では、電気通信市場における公正競争の確保等の観点から、電気通信市場を巡る環境変化やグループ経営の強化等に伴う市場への影響などを踏まえ、例えば、現行の競争ルールが十分に機能するのか、「出資比率の低下」に代わる公正競争確保のための追加的な規律が必要かなど、公正競争確保に関する方策等について、具体的な事例に基づき、関係者の意見も聞きながら、検討を行うとしているものであり、その検討結果を踏まえて、政府において、必要な措置を講じることが必要である(なお、移動体分離時の公正有効競争条件のうち、出資比率の低下以外の条件については、公正競争確保のために、引き続き維持されており、改めて整理する必要がある。)